

四條畷市教育大綱（原案）

（2021）－（2025）年度

令和2（2020）年5月



1 はじめに

本市では、平成26年度を初年度に、教育委員会が主体となり、教育に関する総合的、横断的な施策を掲げた「教育振興ビジョン」を策定し、これを平成27年度に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する大綱としても位置付けてきました。このことから、市長と教育委員会の合意の基、理念等を定める教育大綱と、理念を踏まえつつ、基本方針並びに分野ごとに施策等を示す教育振興基本計画を併せた一体的なものとして、教育振興ビジョンをこれまで運用してきましたが、計画期間の終了を迎えるにあたり、本市の教育に対する普遍的な理念と基本方針を定める「四條畷市教育大綱」を策定することといたしました。なお、分野ごとの施策をまとめた教育振興基本計画については、本大綱をふまえ、教育委員会において策定を予定しております。

2 根拠法令

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しました。

3 大綱の期間

本大綱の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直す場合があります。

4 教育大綱の位置づけ

本大綱は、根拠法令に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の基盤と位置付けるものであり、「基本理念」、「基本方針」から成り立っています。

市長と教育委員会は、四條畷市教育大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進していきます。

四條畷市教育大綱の体系図



本市の最上位計画に位置付ける第6次四條畷市総合計画（以下、総合計画）は、5つの分野にわたり基本的な施策を定めております。本大綱は、将来を担う子どもたちの生きる力を育む観点から、総合計画に定める教育分野のなかでも、子どもたちの育ち、学び、健やかな成長について、重点を置き、策定しています。

一方、教育委員会が定める教育振興基本計画は、教育大綱の基本理念を参酌し、教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるための四條畷市の教育の総合的な計画であり、具体の取組みに際しては、総合計画に定める行動指針をふまえ、分野別計画を策定のうえ、本市の教育行政を推進していきます。

個性をみんなで活かすまち

子どもたち一人ひとりには、それぞれ違った個性があります。そうした異なる個性について、自分自身はもちろん、他者についても受け止め、認め合えることが大切です。どんな個性でも生きる分野が必ずあります。環境の変化が激しく、より複雑性が増す現代社会において、生きる力を育む観点からも、そうした個性を、家庭や学校をはじめ、地域や事業者等を含めた複数の主体みんなを活かし、伸ばしていきたい。そういう想いを込めて、本市の教育に対する普遍的な理念を「個性をみんなを活かすまち」としました。

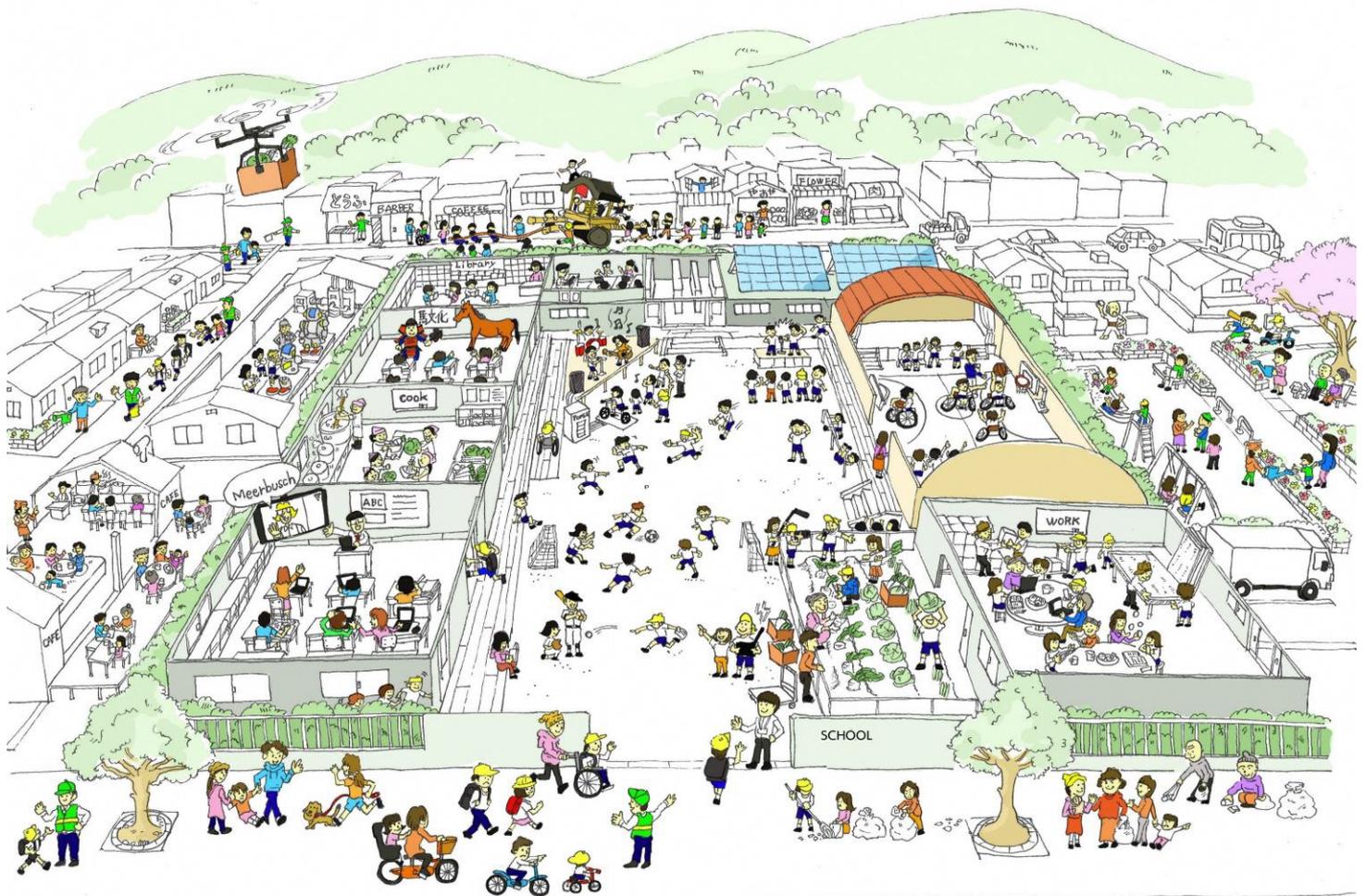


図1 教育に対する基本理念 “個性をみんなを活かすまち”

(1) めざす子ども像

それぞれの違いを認め合える子ども

子どもたちは、それぞれ好きなものや嫌いなものが違えば、得意なことや苦手なことも違います。そうした自分自身の個性を、まずは自分自身で受け止めることができ、また、他者からも認められることで、自己肯定感が高まり、自分も他者も大切にできるようになります。

さらに、自己肯定感が高まることで、自分の可能性を信じる力や、責任ある行動をとる力、困難を乗り越える力が育まれ、生きる力が育まれると考えます。

自分の個性と他者の個性、それぞれの違いを認め合える、大切にできる子どもに育ってほしいと考えます。

(2) めざす教職員像

チームで子ども理解に注力している教職員

子どもたち一人ひとりに個性があるように、教職員にもそれぞれの得意分野があります。さまざまな強みを持つ教職員が、それぞれ支えあい、補完しあうことで1つのチームとなり、子どもたちに向き合うことで、大きな育む力が生まれます。

そして、教職員がチームとして、子どもたち一人ひとりを観察し、子どもの個性を十分に把握、分析することで、子どもに対する理解が深まります。その理解を基に、教職員は子どもの可能性を伸ばしていくことが大切です。

また、教職員は、子どもに対する理解を深めたうえで、一人ひとりの個性が活きる集団づくりについても、子どもたちに働きかけていくことで、子どもたちが社会で生き抜く力が育まれると考えます。

(3) めざす学校像

連携して子どもを育む学校

子どもを育むためには、家庭や学校以外に、地域住民や事業者の他、NPO、ボランティア団体など、さまざまな主体が学校と連携し、そのつながりを大事にしながら、地域全体で子どもたちを支えることが必要です。

学校の内外で、地域住民等が子どもたちと一緒にボランティア活動を実施したり、地域行事等に参加するなど、主体的に子どもたちと関わることで、子どもたちが社会性を身につけていく機会が生まれるとともに、多様な働き方や生き方を学ぶことができると考えます。

7 基本方針

基本方針 1

子どもの“やってみよう”を伸ばす教育

子どもが、さまざまなことに興味、関心をもち、自分の意思で、挑戦しようと思ひ、行動できるという主体性を育むことが大事であると考えます。自分で考え、行動できる力を付けることで、自己肯定感が高まり、可能性を広げることができると考えます。

そのため、教職員は子ども理解に努め、子どもの主体性を伸ばす教育に取り組みます。

基本方針 2

子どもの“やってみたい”が叶う環境

子どもたちは、一人ひとりの特性に応じて習熟度等に違いがあることから、それぞれの状況に適した学びができることが望まれるものであり、そういった環境が整備されることで、子どもの自ら学ぶ意欲も高まると考えられます。

また、近年においては、さまざまな事情で学校に通うことが困難な子どもたちも増えてきており、学校以外の居場所や、自宅などの状況下でも適切な教育が受けられることが必要です。

このようなことから、子ども自らが取り組みたいと思うことに挑戦できる教育環境の整備をめざします。

基本方針 3

教職員が“学び支え合える”学校

現在、子どもの貧困や児童虐待、不登校の増加などといった課題や、グローバル化や情報技術の進化など、学校を取り巻く状況は、大きく変化してきています。そのため、教職員は、これまで担ってきた以上に様々な対応が必要となることから、共に学び、共に支え合うとともに、教職員以外の専門能力スタッフも交えた組織として取り組むことが重要です。よって今後は、そうした体制の構築や環境整備をめざします。

基本方針 4

福祉と教育の“切れめない”支援

子どもが幼児期から発達、成長していくなか、就学前、就学時、卒業後といったそれぞれのステージにおいて、子どもの学びと育ちに関する情報を適切に引継ぐなど、連携を図ることが重要です。特に支援が必要な子どもに対応できるよう、子どもの居場所づくりも含め、本市の教育委員会と福祉部局などの関係機関は、より連携する必要があります。すべての子どもの発達段階を通じた一貫性のある切れめない支援体制の構築に取り組みます。

基本方針 5

“おせっかい”が活きる共同体

本市の良さである思いやりのある“おせっかい”の心。地域住民等が子どもたちと関わりを持つことで、子どもたちの社会性が育まれるとともに、地域住民等にとっても新たな気付きがあるはずです。同様に、教職員と保護者や地域住民等が、共に学び、支え合うため、進んで力や知恵を出し合うことで、お互いにとってより良い関係が育まれると考えます。

子ども、保護者、教職員、地域住民等が、ともに育ちあうような共同体づくりに取り組みます。

四條畷市教育大綱の体系図

基本理念

個性をみんなで活かすまち

めざす教育像

(1) めざす子ども像

それぞれの違いを認め合える子ども

(2) めざす教職員像

チームで子ども理解に注力している教職員

(3) めざす学校像

連携して子どもを育む学校

基本方針

基本方針 1

子どもの“やってみよう”を伸ばす教育

基本方針 2

子どもの“やってみたい”が叶う環境

基本方針 3

教職員が“学び支え合える”学校

基本方針 4

福祉と教育の“切れめない”支援

基本方針 5

“おせっかい”が活きる共同体

四條畷市 教育大綱（原案）

令和2年5月

四條畷市 総合政策部 秘書政策課